

主要国の給与に係る源泉徴収制度の概要

(2018年1月現在)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
源泉徴収の有無	あ り	あ り	あ り	あ り	2019年1月より導入予定
年末調整等	あ り (原則としてその年の最後に給与等の支払をする時に調整する。)	な し (源泉徴収を受ける納税義務者も確定申告を行う。)	あ り (給与の支払の都度、累計所得税について税額を計算して過不足を調整する。)	あ り (翌年2月末までに調整する。)	【源泉徴収導入後】 な し (源泉徴収を受ける納税義務者も確定申告を行う。)
源泉徴収義務者の納付の時期	給与を支払った月の翌月10日 ※一定の要件に該当する場合には、納期の特例等の特例措置あり	四半期毎 ※源泉徴収義務者は毎月(源泉徴収額の合計額に応じて、毎日又は週2回)、デポジットとして支払いを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・電子納税の場合、各課税月(毎月5日までの1ヶ月間)終了後17日以内 ・小切手等で納税する場合、各課税月終了後14日以内 ・源泉徴収額が少額の場合や、給与支払が四半期毎である場合等は、四半期毎も選択可 	各課税月終了後10日以内 ※ 納期: 前暦年納税額が、 1,080ユーロ以下……………暦年 1,080ユーロ超～5,000ユーロ以下……………四半期 5,000ユーロ超……………暦月	/

(備考)上記は各国における原則的な取り扱いを示したものの。